

皆さんのが病気になったり、事故にあわれた  
りしたときの治療に使われる輸血用血液は、  
すべて皆さんの善意の献血で得られた血液で  
賄われています。

長期保存のできない血液を一年を通じて安定供給するため、皆さんのご理解と継続的なご協力をお願い致します。

県内では、献血バスが各市町村を巡回しているほか、3か所の献血ルームで毎日受付を行っています。(献血ルームでは、血漿成分のみを採血する成分献血も行っております。全血献血に比べて体への負担が軽く済むとともに、より多くの血漿成分を献血する事ができ、血

※血液製剤の安定性の確保のため、HIV等の検査目的の献血はご遠慮願います。

1歳～4歳未満のお子さんをお持ちの方に、お子さんの医療費を助成する制度があります。受けるためには、受給者証の交付申請が必要ですので、忘れずに行ってください。

## — 申請方法 —

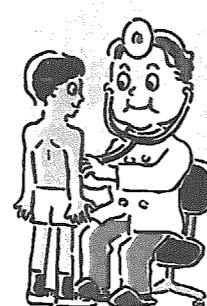
[対象者]  
岩室村に住所を有する1歳～4歳  
未満のお子さんをお持ちの方。

[申請場所]  
役場福祉保健課窗口

〔持参するもの〕  
健康保険証・印かん

※1歳未満児をお持ちの方は、誕生月に申請してください。

【お問い合わせ】  
役場 福祉保健課 ☎82-5714



# 幼児の医療費助成制度 受給者証の交付申請をお忘れなく!

## 幼児の医療費助成制度

一、定期的に「肝臓の状態」をチェックしましょう

医師の診断で「異常」が見つかった人でも、治療を始めるほど進んでいない肝炎か、ごく初期の軽い慢性肝炎である場合が半数以上にのぼります。しかし、慢性肝炎を放置すると、知らず知らずのうちに肝硬変に進展することもあるので注意が必要です。

定期的な検査と他人への感染予防を心がけていれば、日頃の生活習慣の変更や行動の制限などをする必要は全くありません。

しかし、言うまでもないことで、HCVキャリアの人

モードル

検査を受けて、初めてHCV キャリアとわかる人は、ほとんどの人が自覚症状がありません。HCV キャリアであることがわかつたら、左記の事項を守りましょう。

# 「C型肝炎をもつとよく知りう!!」

保健センター  
☎ 82-5726

正確な診断を受け、あなたの自身の健康管理の方針を決めてもらうことが最も大切なことです。

お母さんがHCVキャリアであっても普通に出産すればよいこと（母子間の感染率はかなり低い、2・3%）、授乳制限を設ける必要がない」とがわかつています。

### 三、C型肝炎の治療

ると、知らず知らずのうちに  
肝硬変に進展することもある  
ので注意が必要です。

定期的な検査と他人への感  
染予防を心がけていれば、日  
頃の生活習慣の変更や行動の  
制限などをする必要は全くあ  
りません。

しかし、言うまでもないこ  
とですが、HCVキャリアの人

C型肝炎が「」く初期の軽い慢性肝炎が、それともある程度以上進んだ慢性肝炎か、肝硬変あるいは肝がんにまで進展してしまった状態なのか、などの病期によって、C型肝炎の治療方針は全く異なります。

あなたがHCVキャリアであることがわかつたら、まず

## 五、家族に対する注意は？

「常識的な日常生活習慣を守ることであつて、あまり神経質になることはありません。」のような、簡単な注意をするだけで、周囲の人への感染はほとんど見られなくなります。

四 他の人のへの感染に

正確な診断を受け、あなたの健康管理の方針を決めてもらいうことが最も大切なことです。



# 年金の請求先は?

私は、ずっと国民年金を納めていました。  
今度の誕生日で65歳になるので、年金請求をしようと思いますが、どこに請求したらいいのでしょうか?

**それは…**あなたが今回請求される年金は、老後の所得保障を目的とした国民年金の給付で「老齢基礎年金」といいます。

老齢基礎年金の請求手続きは、これまでの国民年金の加入種別によって、岩室村役場か社会保険事務所のどちらかになります。あなたが、ずっと国民年金保険料を納めていたということなので、第1号被保険者期間のみと思われる所以、岩室村役場住民課窓口で手続きをしてください。

その他の場合の年金請求（裁定請求書の提出先）については、下表をご覧ください。

添付種別 提出先	老齢（基礎）年金	障害（基礎）年金	遺族（基礎）年金
市町村 (岩室村)	国民年金のみで 第1号被保険者期間だけの人	初診日が ・第1号被保険者期間中 ・20歳前または60歳以上65歳未満の間	第1号被保険者が死亡したとき
社会保険 事務所	・第3号被保険者期間のある人 ・厚生年金期間のある人	初診日が ・第3号被保険者期間中 ・厚生年金加入中	上記以外の人の死亡

※請求書に必要な添付書類（戸籍謄本や住民票謄本など）については、三条社会保険事務所または、役場住民課住民係におたずねください。

【お問い合わせ】  
三条社会保険事務所  
☎0256-32-2239  
または岩室村役場 住民課まで

国/民/年/金/お知らせ  
から  
住民課 ☎82・5713